

令和7年度用

送迎ステーション利用に関する同意書

下記の内容をご確認のうえ、ご理解いただけましたら「確認欄」にチェックし「保護者署名」欄にご署名ください。

同意事項	確認欄
申込内容が事実と異なる場合、利用内定・決定を取り消すことがあります。	
希望施設は、利用したい順番にご記入ください。	
幼稚園により申込み受付開始日や手続きが異なります。直接、幼稚園にお問い合わせください。なお、幼稚園申込みに係る手数料及び入園料等の費用負担についてはご承知いただき、市はその責を負いません。	
送迎ステーションは、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始は休園となります。	
申込み時に不足書類がある場合は、各月締切日までに提出ください。利用調整については、締切日までに提出された書類により判定します。なお、締切日後に提出された書類は次回利用調整での審査対象となります。	
申込み後、ご家庭の状況（就労状況等）に変更があった場合は、入所保留中であっても必ずご連絡ください。状況に応じて、提出が必要な書類をご案内します。連絡なく変更が判明した場合、利用内定・決定を取り消すことがあります。	
電話や訪問により、申込内容や提出書類、ご家庭の状況、就労状況等を調査する場合があります。 また、就労証明書で不明な点について、職場に調査することがあります。	
入所の利用調整は、入所希望月における申込内容、状況（保育を必要とする事由、住所、家族、勤務形態等）によって行います。入所内定後であっても、入所開始までの間に変更が生じた場合は、必ずお申し出ください。申込内容が事実と異なる場合、入所内定や決定を取り消すことがあります。特に、仕事を辞めた、勤務時間数を申込時から変更した等、選考の際の保育の必要性（選考点）が利用申込時と異なる場合は、改めて利用調整をさせていただき、入所内定や決定を取り消すことがあります。また、市外に転出した場合は、送迎ステーションの利用は不可となります。	
就労での送迎ステーション利用要件は「1か月あたり64時間以上の勤務」かつ「保育の必要量が保育標準時間であること」です。要件に該当しなくなった場合は利用申込み取り下げ扱いとなります。 ※求職活動は利用不可。	
入所希望月の状況での点数となるため、転職希望の方は、申込期間内に転職先の就労証明書（内定のもの）をご提出ください。	
入所希望月の状況での点数となるため、就労日数および勤務時間が、申込時と入所希望月で異なる場合、利用内定・決定は取り消しとなります。	
入所希望月の状況での点数となるため、育児休業から復帰する加点のつく方が、入所希望月に復帰しない場合または転職する場合、利用内定・決定は取り消しとなります。なお、育児休業から復職する場合は、育児休業を受けていた職場に同じ労働条件（勤務日数、勤務時間数等）で復職することが必要となります。（※育児短時間勤務制度を使つての復職ではなく、短時間労働者に労働条件を変更した場合は、同じ条件での復職にはあたりません。）	
育児休業取得からの復職、就労内定、派遣社員など、送迎ステーションの利用が決まったら就労開始する場合は、入所月の末日までに復職し、翌月15日までに就労を開始したことがわかる就労証明書をご提出ください。なお、就労を開始しない場合や申込みの際に提出した就労証明書のとおり就労しない場合などは、利用の決定取消や解除となります。	

（裏面に続きます。）

育児休業を取得中で、利用申込書裏面の「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合は、調整点を20点減点したうえで利用調整を行います。復職希望月以降は、通常の指数で利用調整を行います。復職希望月等に変更が生じた場合は、その都度【指定様式】保育所等利用希望施設等変更届を提出してください。また、「育児休業の延長も許容できる」を選択した場合も、利用調整における調整指数に応じて選考を行い、入所可能となった場合には、その旨を通知します。	
利用の意思がなくなった場合は、必ず各月締切日までに保育課に連絡のうえ、【指定様式】白井市幼稚園等送迎ステーション利用申込等取下書をご提出ください。	
利用の内定や決定を辞退する場合は、速やかに送迎ステーションに連絡のうえ、【指定様式】白井市幼稚園等送迎ステーション利用申込等取下書を提出ください。	
利用申込みの有効期限は書類提出のあった年度末（3月利用）までです。翌年度（4月以降）の利用を引き続き希望する場合は、再度申込みください。申込書類が提出されない場合は、申込みを続ける意思がないものとして取扱います。	
「妊娠、出産」を事由として申込みした場合、支給認定の有効期間が限られていることから、認定期間の満了をもって申込みの有効期間も終了となり、以降、利用調整が行われなくなります。期間満了後も継続して送迎ステーションの利用を希望する場合は、期間満了前に支給認定の変更手続き（育休、求職活動以外）を行ってください。	
幼稚園の入園面接において、バス利用できると判断のうえ入園が決定した場合に、送迎ステーション利用決定となります。なお、加配保育士の配置など特別な配慮が必要とされた場合、送迎ステーションの空き状況に関わらず、送迎ステーションでの受け入れ態勢が整うまでの間、ご利用いただけない場合があります。	
お子さまの健康状態等によっては、幼稚園入園面接とは別に送迎ステーションの面接を受けていただく場合があります。	
利用仮決定後であっても、面談やお子さまの健康状況等の結果、送迎ステーションをご利用いただけない場合があります。	
利用申込みの申請書類に記載されている情報について、利用調整時に幼稚園と送迎ステーションに閲覧させ、利用が仮決定した場合は幼稚園と送迎ステーションに提供します。また、申請があった児童の育児支援及び発達支援のための情報について、幼稚園、送迎ステーション、保育課、健康課、障害福祉課において共有することがあります。	
利用開始後、年に一度、現況届の提出が必要になります。提出されない場合や基準に満たない場合は、退所となる場合があります。	
「保育所等利用のご案内」（最新のもの）について確認し了承しました。	
上記の同意事項に同意し、順守します。	
令和 年 月 日	保護者署名